

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
蜂谷工業株式会社	7260001005412	岡山県岡山市北区鹿田町1丁目3番16号	R6.1.31～ R6.5.30 (4ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号(建設業法違反行為)	<p>当該者は、令和5年11月28日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。</p> <p>(事案発生箇所: 全国)</p> <p>また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。</p> <p>(事案発生箇所: 鳥取県、岡山県)</p> <p>さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分(指示)を受けた。</p> <p>(事案発生箇所: 岡山県、広島県、山口県)</p> <p>このことが建設業許可に係る違反行為のため、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(別表第2第14号(イ)を準用)(建設業法違反行為)に該当するため。</p>